平成２８年（フ）第３４３２号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目３番27号天下茶屋東ハイツ　204号
債務者　岡川　晃子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０号
栃木県足利市堀込町2947番地１　堀込団地２－24、前住所栃木県足利市南大町477番地５
債務者　瀬山　良作
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５８８０号
東京都足立区神明２丁目10―27―202
債務者　阿部　精治
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８８４号
千葉県四街道市美しが丘３丁目25－７　サニーコートＡ棟102
債務者　水谷不二人
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８８８号
東京都中野区中野５丁目３－８　メゾン藤原天神Ｂ　203
債務者　平松錬太郎
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８９０号
東京都小金井市東町４丁目20―22　さくら東小金井ハウス
債務者　山本虎次郎
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８９３号
東京都杉並区高井戸西１丁目２－４－105
債務者　馬場　光徳
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９０１号
千葉県市川市原木１丁目12―21―101
債務者　石綿　　博
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９０３号
東京都大田区大森北３丁目35―１―207
債務者　黒田　昌代
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６８号
大阪市西淀川区野里１丁目25番８―502号
債務者　松本　栄将
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０号
栃木県宇都宮市駒生町3363番地
債務者　坪谷　健治
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９４号
東京都八王子市中野山王１丁目２番16号中野コーポラス204号
債務者　大沢　伸嘉
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１９号
東京都青梅市新町４丁目６番地の10丸正ハイツ101
債務者　宿谷　昭子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６０１号
東京都小平市小川町１丁目509番地の７レイクマンション105号
債務者　小倉　亜希（旧姓小後貫）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０１号
東京都八王子市松木29番地９メゾン21　405号
債務者　菅原ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1143番地
債務者　前田　法子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前11時
松山地方裁判所大洲支部